

社会事業部担当者会同議題一覧表

番号	議題（提案会）	提案理由
1	ADR 認証を取得すべきか否かについて（大分会）	<p>九州ブロックでは3県（宮崎、鹿児島、福岡）が認証を取得していますが、他県は未取得であります。今後の参考のため、金銭的・人的なコストも含め認証取得によるメリット、デメリットを先行取得している会の方々に教えて頂きたい。</p> <p>また、大分会では、依頼者の立場で考えると認証取得することでADRセンターの存在意義が増すのではないかという意見もあり、それぞれの県会のADRセンターの必要性に関するお考えをお聞きしてみたい。</p>
	ADRセンターの運営について（熊本会）	<p>当会では、ADR 事件はほぼ皆無の状態です。しかしながらセンターの運営には相談や調停のスキルをアップするために、研修等を継続しなければならず、運営経費のみが嵩む状況です。また、会員の中にはADRセンターの廃止論すら出てくる状況です。各会は、今後のセンター運営をどのようにお考えでしょうか。</p> <p>各会の事件数、センターの予算、今後の運営方針等お聞かせいただきたく存じます。</p>
2	執行力の付与に伴う規則改正について（福岡会）	<p>本年4月よりADR法一部改正に伴い、執行力を付与できるようになったため、センター規則の改正が必要となりました。各会の取り組みについてご教示ください。</p>
	ADRセンターの特定和解への取り組みについて（鹿児島会）	<p>鹿児島会はADR法改正に伴う特定和解に取り組むべく規則変更を行いました。</p> <p>8月5日に委員研修を行い、特定和解の概要と今後の実務運用の注意点などを京都産業大学教授 草鹿晋一先生にオンライン講義いただきました。</p> <p>各会に置かれては認証機関かどうかもありますが、今後の特定和解への取り組みや方針についてどのようになされるのか情報共有してほしいと考えております。</p>

	特定和解について（宮崎会）	<p>当会では、特定和解を行わない事業者を選択したが、認証事業者であるか否かを問わず、他会では、特定和解についての情報収集・研修等を行っているか教えてください。</p>
3	ADR センターの相談受付方法について（鹿児島会）	<p>鹿児島会ではセンター用の電話番号への相談申し込みをリーフレットなどで広報し、事務局が氏名・電話番号を聞き取りし、センター運営委員が折り返し電話にて、センターの相談事案か、それ以外かの振り分けを行っています。</p> <p>境界トラブルの電話といっても、調査士の業務範疇外のものや、調査士への苦情なども含まれ、センター相談事案になる案件の割合が低い状態です。</p> <p>センター運営委員の負担減少のため、最初の事務局への電話受付での振り分けなども検討し始めています。各会におかれてはセンターに限らず、相談受付の電話対応と振り分けをどのようになされているか教えてください。</p>
4	境界問題相談センターの ADR 取扱件数並びに筆界特定室への引継ぎ件数について（沖縄会）	<p>沖縄県では、これまで ADR を取り扱った事例がなく、また、筆界特定への移行のために法務局への引継ぎを行った事例もありません。しかし、現在、上記のどちらかの手続きになる可能性のある相談をセンターで受けているため、他県での取扱事例を参考にさせていただきたく、それぞれの取扱件数を教えていただけますでしょうか。</p>
5	ODR に対する取り組みについて（宮崎会）	<p>当会では、検討・運用についてシステムの構築が未成熟であるため時期尚早と判断し、連合会や研修をとおして情報収集を継続するにとどめています。他会では、どのような取り組みを行っているか教えてください。</p>
6	所有者不明土地管理人の選任について（福岡会）	<p>昨年からはじめた所有者不明土地管理制度について、福岡会では、昨年裁判所に選任のお願い依頼をし、別紙のとおり選任の依頼があり、業務が完了しております。筆界特定などに比較し、かなり早く処理が可能な制度であるようですが、他会の現状をご教示ください。資料 1</p>
	所有者不明土地（表題部所有者等探索委員）について ・法務局表題部所有者不明土地担当部署と、表題部所有者等探索委員との打ち合わせ事項等の情報があれば、お教え願います。（長崎会）	<p>表題部所有者等探索作業の参考として、情報共有したいと考えております。長崎会では、探索にあたっての具体的な作業マニュアル等は、まだ事業の日が浅いという事で、ありません。担当登記官と担当者レベルで個々にやり取りを行い手探りで作業を進めている状況でした。本年度に入り、所有者の探索の事例も増えて、何とか事業の流れや、意見</p>

		書の作成方法についての方向性が固まって来たという事で、法務局担当者から、「所有者等探索委員へのお願い事項」という指示書的なものではありませんが、文書をだしていただき、わずかですが、所有者等探索の活動が進歩しています。
	所有者不明土地及び建物に関する他県会の実績について（佐賀会）	所有者不明土地及び建物→現在の他県会の実績及び法務局との連携や調査士会が行っている内容を伺いたい
7	相続土地国庫帰属制度に関する他県会の実績について（佐賀会）	相続土地国庫帰属制度→関連の事業で調査士の仕事につながった案件または、情報等が有ればお知らせ願います。
	相続土地国庫帰属制度に関する公的機関との連携について（沖縄会）	他県では、国庫帰属の承認申請が多数出されていると聞いておりますが、公的機関や自治体から協力依頼を受けたことはありますか？また、法務局と連携して処理した事例があれば教えてください。
8	空き家対策協議会に対して調査士会が出来る事を伺いたい（佐賀会）	当会では、佐賀県が設置した、空き家対策委員会・協議会・研究会に参加し、佐賀県が毎年実施するセミナーや相談会にも参加しています。現在は、主に佐賀県内の市町村が直面している問題について他土業及び法務局・国交省などで議論する形式等でおこなわれています。今後、調査士がどう関わっていくのか模索中です。
9	狭あい道路問題について 官公署へ働きかけるような活動を行われている単位会がございましたら、参考とさせていただきたいので、お教えください。（長崎会）	県内においては、土地家屋調査士を活用した、狭あい道路問題の解消を行うという自治体は少ない状態です。継続して各自治体に働きかける方法を検討しています。
	狭あい道路事業について（国の補助事業としての実態について）（鹿児島会）	鹿児島会では、昨年度まで各自治体における実態調査をしてきました。現状では、要綱を制定し、自主財源で事業化している自治体は2市に留まり、残りは必要性は感じながらも、財源がないため、事業化できない状況です。 そこで、国交省で「狭あい道路対策に関するガイドライン」を令和6年3月に作成し、今後は各県を通じて、市町村に伝達していく予定と聞いておりますが、現時点で狭あい道路事業を国の補助事業として実施している自治体があれば、実例を各会にお伺いしたい。

10	災害対策について（宮崎会）	<p>令和6年8月8日に日向灘地震が発生し、政府から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の呼びかけもあり、災害対策が喫緊の課題です。当会では、昨年、災害時緊急連絡網を構築しましたが、活用方法について検討が必要だと感じました。</p> <p>他会では危機管理規則・災害対策マニュアルを作成していますか。</p> <p>また、災害発生後、どのような支援・取り組みが実際求められたか、報告いただきたいです。</p>
	災害発生時における復興支援の体制作りについて（大分会）	<p>大分会は平成26年に県と復興支援に関する協定を結んで10年経ち、その間、熊本地震時や台風による水害等で2,3回支援活動を行っています。令和6年8月8日に発生した日向灘の地震に伴い巨大地震への注意が呼びかけられましたが、各会の災害発生時の復興支援等に向けての現在および今後の活動（連絡体制・備蓄等、研修、協定）についてお聞きします。</p>
11	<p>大規模災害時の広域連携・九州統一マニュアルについて</p> <p>（①九州ブロック統一マニュアルの必要性、②九州ブロック合同研修会について）（鹿児島会）</p>	<p>令和6年8月8日に日向灘を震源としたM7.1の地震が発生。「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されました。今後同規模の地震が発生した場合、宮崎県だけに留まらず、隣県の鹿児島・大分にも影響が考えられます。</p> <p>各県で災害の特色は違うものですが、まずは九州ブロック統一マニュアルが有っても良いのではと考えております。そのためには、認識をひとつにする必要があるので、九州ブロック合同で防災の専門家に研修をしていただき、後々は各県会の担当者を決め、対応を協議していく必要があると考えております。各会のご意見を伺いたい。</p>
12	認定調査士の取得促進について（福岡会）	<p>福岡会では新会員研修等での会員に働きかけするなどして、認定調査士の取得促進を図っております。各会における認定調査士の取得促進にかかる取り組みについてご教示ください。また、調査士が非弁行為や紛争性のある事件でトラブルになった事例があれば教えてください。</p>
13	学生の就業体験プログラム（インターンシップ）について（沖縄会）	<p>昨年度、高校生を対象に出前授業を行った際、就業体験（インターンシップ）の受け入れについて依頼がありましたが、当会ではまだ受け入れ態勢が整っていません。他会様がどのように対応されているか教えてください。例えば、受け入れ担当者の選定方法、安全管理やハラスメント対策、体験プログラムの内容などについて、参考にさせてください。</p>

14	<p>対外向け研修会について 各単位会において、計画している対外研修や、継続して行っている対外研修会（勉強会）等があればお教えてください。（長崎会）</p>	<p>長崎会社会事業部では、昨年対外研修として、ポリテクセンターと、銀行と合計2件実施しました。継続事業として、研修会を行うことを検討中なので、他県会において継続的に対外研修を行われているならば、研修の頻度を参考とさせていただきます。</p>
15	<p>社会貢献事業について（福岡会）</p>	<p>福岡会では、昨年度事業として、民間等電子基準点を県会事務局屋上に設置し、 会員の業務へ有効利用していただくよういたしました。 また、この民間等電子基準点のデータについて、会員以外にも公開し、社会貢献事業の一つとする予定です。 他会において、独特な社会貢献事業を実施しているようであればご教示ください。資料2</p>

《協議結果》

<p>議題番号 1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ADR 認証を取得すべきか否かについて（大分会） ・ADR センターの運営について（熊本会）
<p>まとめ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●認証取得メリット <ul style="list-style-type: none"> ・法務省、連合会の方針であり、3 条業務であたるため将来に備えて取得する必要があると考える ・特定和解まで行えるようにすると利用者に大きなメリットがある（福岡）。 ・認証機関として法務省HPに掲載され広報上のメリットになる（鹿児島） ●認証取得デメリット <ul style="list-style-type: none"> ・案件が少ない（ない）ため必要性を感じない。 ・規則、手続きが煩雑、（期限厳守の年度報告有） ・金銭的以外にもセンター運営継続のための人材育成等の人的コストがかかる。 ●センター運営について <ul style="list-style-type: none"> ・各会とも事前相談や電話相談は多い。振り分け方や受付方法はそれぞれ工夫している。 ・研修などでセンターの活動をアピールすればセンター不要論も出なくなる。（福岡）
	<p style="text-align: center;">各会の意見（提案会は提案理由以外でコメントがあればご記入ください）</p>
<p>福岡会</p>	<p>筆界 ADR 法制については過渡期にあり、現状は大きなメリットはありません。日調連の方針であり、将来的に法整備が進み ADR 制度の普及の観点からも当会では必要な手続きは進めていくべきと考えております。</p> <p>（大分）認証取得により特定和解が選択できるようになることは依頼者のメリットになると思われます。</p> <p>（熊本）センター運営には広報も必要と思ひます。リーフレットを刷新し関係機関への配布、ADR 事件の取りこぼしを回避するために無料相談会へ ADR 委員を派遣してあります。昨年度の取り扱い事件数は電話相談 3 9 件・無料相談会における相談件数 1 5 1 件、相談業務 6 件、調停件数 2 件となっております。</p>
<p>佐賀会</p>	<p>認証を取得する必要性を佐賀会としては考えておりません。なぜなら申請件数があまり無いからです。</p> <p>又、現在 ADR センターの人材育成についての研修や効率的な人員配置について検討はしていますが、具体的な取り組みは行っておりません。</p> <p>他県会の研修及び連合会の研修参加にセンター長と代表理事が参加してあります。センター会員にどのように ADR 運営を適切に周知させていくべきか、難しく思ひます。</p>

長崎会	<p>長崎会では、ADR センターについては、土地家屋調査士の認知度を上げるという事と、社会貢献という事が目的でもあると聞いておりますので、必要だと考えております。しかし、ADR の認証まで取得するかという事に関しましては、現在の所、センターながさきの実績からすると、消極的です。他県会の情報収集を行いたい。</p> <p>経費等の面におきましては、相談件数も少ないことから、センターに相談員を常駐させることは行っておらず、県下全会員が関与するシフト制を採用して、人件費を抑える事で限られた予算内での運営を行っています。センター運営委員の基礎知識の習得が必要と考えますので、他県会の研修会等への参加も含めて知識を補わせていただいております。</p>
大分会	<p>(提案会) 認証取得前及び取得後の人的・金銭的成本をお伺いしたいです。</p>
熊本会	<p>(提案会) 今年のADR 案件 0 件。 年間予算 65 万円。</p> <p>調査士会で事前相談を受け、ADR 案件に相応しいと判断した場合、特に調査士会でのADR を希望されない場合は原則として、弁護士会にて調査士の関与をもってADR 相談、調停を行うように進めています。</p> <p>ADR 案件が少ないことから、しばらくは事前相談に重きを置いて、認定調査士の活用を図るようにしたいと考えています。</p>
宮崎会	<p>メリット：報酬を規定できる。</p> <p>デメリット：規則・手続きが煩雑、経費がかかってもセンターをやめられない 様々な相談に対応する積み重ねが存在意義につながると考える。</p>
鹿児島会	<p>8 月 28 日に日調連のADR 担当者会同の場で草鹿先生も言われてましたが、認証取得により法務省「かいけつサポート認証紛争解決サービス」のHP に法務省が認証機関を紹介してくれるという広報上のメリットがあります。</p> <p>また、これは個人的意見ですが、認証機関ゆえに諸々の手続きを規定どおりに行う必要があるため、逆に無理な相談などをお断りする際の口上にもなります。</p> <p>もちろん認証機関というお墨付き自体も広報材料になります。</p> <p>一方で、毎年度の報告など期限遵守での手続きは面倒です。その他、調停室の防音性など求められる部分もあるため、規則に関するソフト面、建物のハード面にそれぞれ整備が必要かもしれません。</p>
沖縄会	<p>沖縄会の最近の事前相談件数は、令和 4 年度が 40 件、前年度が 42 件となっておりますが、8、9 割がセンター業務外の相談で、センター業務案件は 8 件以内という状況です。それもいずれも事前相談で終了し、本相談や調停に進んだ事案はありませんでした。</p> <p>令和 6 年度のセンターの予算額は約 118 万円です。本相談から調停まで進んだ場合を想定して毎年 1 件分の約 80 万円を事務費用として組み込んでいます。ちなみに、本相談、調停等が無かった令和 5 年度の決算額（センター運営費）は約 44 万円でした。</p>

	<p>センターの運営に関しては、改選期に土地家屋調査士の運営委員、相談員、調停委員を対象にして弁護士の運営委員の先生を講師に研修会を開いています。また、平成19年に作成されたセンター事務取扱要領に基づき数年に一度の割合で勉強会を開催しています。当会では平成28年以降、本相談や調停に至ったケースはありませんが、現在、どちらかの手続きに進む可能性がある相談を受けています。今後、そういったケースが増加するようであれば、認証の取得も検討していくことになると思いますが、当面はこれまでと同様の運営方針で推移するものと考えます。</p>
--	--

議題番号2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執行力の付与に伴う規則改正について（福岡会） ・ ADRセンターの特定和解への取り組みについて（鹿児島会） ・ 特定和解について（宮崎会）
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ● 福岡会は規則の改正について動いている。 ● 鹿児島会は規則変更済み。 ● 宮崎会は関与員弁護士等の意見で様子見の状況。各会の動向を知りたい。 ● 訴訟になった時のリスクは高い。弁護士との協働・連携がさらに必要となる。 ● 規則変更のために、予算・人員を増大した。
	<p style="text-align: center;">各会の意見（提案会は提案理由以外でコメントがあればご記入ください）</p>
福岡会	<p>（提案会）特定和解及び執行力の付与に向け日調連のモデル案を基に全面的に規則改正を検討しております。</p> <p>（鹿児島）特定和解を選択された場合にどのような内容の合意書を作成するかなどの課題もあるので、実際の事件を処理し蓄積された経験を共有できればと考えます。</p> <p>（宮崎）先日のADR担当者会同で、認証事業者イコール特定和解が選択できる事業者との認識でしたので、それに従い必要な情報収集や研修を行う予定です。</p>
佐賀会	<p>認証を取得する必要性を佐賀会としては考えておりません。特定和解についても必要性が出てきたときに考えていこうと思います。</p>
長崎会	<p>長崎会は、当面ADR認証は検討段階という事で、特別には動いておりません。ただし、今後、ADR認証を受けるという選択肢を否定するものではないので、ADR法改正についての情報収集は、継続して行っています。また、得た情報はセンター内で情報共有しております。</p>
大分会	<p>大分会は認証を受けるか検討中の段階ですが、認証取得の際は特定和解は大きなアピールポイントになると認識していますので、継続的な情報収集に努めたいと思います。</p>

熊本会	熊本会のADRセンターは認証を受けておりませんが、昨年2月に開催された九州ブロックのADR研修会で草鹿先生のお話を聞く限り、認証を受けたADRセンターにあっては調停当事者の有益性を考慮すれば、特定和解が出来るように勧めたほうが良いと思います。
宮崎会	(提案会) センターとして、研修・会同などに参加し、運営員のスキルアップと周知に力をいれている。 前述のとおり状況にあるため、当会センターは、特定和解手続きについては時期尚早の判断となり、現在情報収集等を行っている。
鹿児島会	(提案会)
沖縄会	沖縄会は現時点において、認証の取得は時期尚早であると考えているため、特定和解に関する研修は実施しておりません。今後、他県会の動向や当センターの運営状況を踏まえ、認証取得の必要性が生じた場合には、研修会の開催やセンター規則の改正を検討していきたいと思えます。

議題番号3	・ADRセンターの相談受付方法について (鹿児島会)
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ●相談の電話はまず事務局で対応し相談員につなぐパターンが一般的。 ●苦情や事務局→相談員の引継ぎで事務局の負担が大きくなる傾向がある。 ●最初の対応をする事務局の負担が出ている会が多く、受付専用の番号を設けたり、受付時間を縮小する等、受付の方法、つなぎ方等で各会工夫をしている。
	各会の意見 (提案会は提案理由以外でコメントがあればご記入ください)
福岡会	当会では、電話での問い合わせは事務局が電話対応しております。判断が困難な事案については運営委員が対応しております。
佐賀会	<ol style="list-style-type: none"> ① 事務局から電話連絡を受ける ② 相談員の電話個別相談 ③ 調査士会員2名による面談受付 (事務局にて)
長崎会	当会でも同様です。センターながさきでは事務局員が最初に電話を受けて、受付相談へ移行し、事案の振分けを行うという流れのため、苦情等の内容だったとしても、事務局員が最初に対応する事になり、負担を感じさせているという状況です。そういった事もあり、センター専用電話については、センターながさき開設日の火・木に限定して電話を取るように取り決めています

大分会	大分会は設立当初より事前相談部分を別組織「境界問題相談センター」にて電話受付を事務局の運営委員で対応しています。マニュアルの流れとしては名前・連絡先等の受付のみを事務局が行い、当日の当番の認定調査士に引継ぎ、具体的な相談はその認定調査士が何うようになっていますが、事務局の受付時点で話が長くなったり、引継ぎがスムーズにいかない等の事務局への負担増の傾向が生じてきたため、受付時間の短縮等の規則変更を今年度行いました。（平日 6 時間→週 1 日 5 時間）
熊本会	基本的に鹿児島会と同様の対応をしていると思いますが、ADR相談専用の電話に着信があったら、相談者の住所・氏名を確認し、事務局からセンター長へ連絡が来る。センター長は相談者住所の所属する支部の相談員と連絡を取り、相談に応じるようにしています。
宮崎会	当会は、事務局が受け付けと一定判断をし、苦慮するものをセンター長判断としている。事務局も一定程度の知識を持ち、対応することが必要と考える。
鹿児島会	(提案会)
沖縄会	沖縄会では、過去 2 年間の事前相談件数のうち、8 割 (82 件中 66 件) がセンター業務外の相談でした。電話受付は毎月第 2・第 4 水曜日の午前 10 時から午後 4 時まで調査士会に設置のセンター専用電話で、事務局または担当相談員 (当番表作成) が対応しています。相談者が事前相談を希望する場合は、相談者の希望に応じて、センター相談員 (当番表作成、無料) または連携調査士 (相談者の近隣調査士、有料、1 時間あたり 3,000 円) が対応し、相談内容がセンター業務に該当するかを振り分けます。業務外の場合は、他の相談機関を紹介しています。

議題番号 4	・境界問題相談センターの ADR 取扱件数並びに筆界特定室への引継ぎ件数について (沖縄会)
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ●事前相談で筆界特定・調停のメリットデメリットを説明し相談者に判断してもらう。 ●筆特室とは協議会を開催し連携を確認しているが実際に移行した例は少ない。 ●事前相談段階で筆界特定を解決策として提示する事例はあるが逆は少ないようである。 ●福岡会、大分会、鹿児島会は筆界特定室と定期的に連携協議を行っている。
	各会の意見 (提案会は提案理由以外でコメントがあればご記入ください)
福岡会	当会では ADR 後に筆界特定に移行した事案はありません。ただし、筆界特定後の ADR センターの利用を含め、法務局筆界特定室との連携協議を行っております。

	昨年度の取り扱い事件数は電話相談 39 件・無料相談会における相談件数 151 件、相談業務 6 件、調停件数 2 件となっております。
佐賀会	最近（近年 3 年）取扱件数はありません ① 事務局から電話連絡を受ける ② 相談員の電話個別相談→筆界特定が適しているか、ADR で行うかメリットデメリットのアドバイスを行う。 ③ 調査士会員 2 名による面談受付（事務局にて）→筆界特定が適しているか、ADR で行うかメリットデメリットのアドバイスを行う。書類や図面を依頼者と確認し申請人の思いや今後の流れを教え最終的に判断していただく。
長崎会	「受付相談」及び「センター相談」にて筆界特定手続きにて解決を目指すとなった場合は、筆界特定の情報をお伝えして、係争地地域近傍の土地家屋調査士の名簿をお渡しするという形を取っています。取り扱い件数に関しては、本年度は、センター相談が 1 件です。
大分会	相談センターの相談の解決策として筆界特定を提示したり、年 1 回行う特定室との連絡協議会にて、相談票の共有等の手続き移行時の連携を確認していますが正式に手続き移行を行った事案はありません。
熊本会	どちらもほぼ皆無に等しい状況です。 私の知る限り、一昨年筆界特定室から ADR 事件として紹介がありました。
宮崎会	法務局への引き継ぎなどおこなった事例はない。 逆に、法務局や他の機関からセンター紹介を受けて来られる相談者の方が多い。
鹿児島会	当会の実績数は別紙のとおりです。法務局とは連携協議を行い、休日無料相談所開設など連携していますが、センター事案から筆界特定だったり、その逆のパターンは事例がありません。
沖縄会	（提案会）よろしくお願いたします。

議題番号 5	ODR に対する取り組みについて（宮崎会）
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ●福岡会は規則改正して、法務省に届出済。それほど難しくはなかった。 ●鹿児島会、沖縄会等の離島の多い会は必要性を認識している ●センター間の ODR については、システムの検証が必要

	<p>●連合会としてはハード面でスペックを上げることはシステム導入のハードルになるので避けたい。今年度は全国的（北海道、山口-福島間での模擬等）に試験的な試みがある予定。（連合会 鮫島理事）</p>
	<p>各会の意見（提案会は提案理由以外でコメントがあればご記入ください）</p>
福岡会	<p>当会では、模擬調停等を通じて ODR に概ね対応可能なシステムを有していることを確認しております。</p> <p>（宮崎）センター間をつなぐ模擬 ODR を検討しておりますので、ご協力いただけるセンターがありましたらお知らせください。</p>
佐賀会	<p>当面は、全て面談対応していきたいと考えております。</p> <p>必要性が出たときは全力で対応していきたいと考えております。</p>
長崎会	<p>ODR に関する環境整備については、ある程度整っているのではないかと考えています。現段階では、他県会にて得た情報を伝達研修という形で、県内会員に紹介及び周知をはかっております。引き続き研修会等に参加し、情報収集を行うという活動を継続しています。</p>
大分会	<p>ODR について、規則の変更等の具体的な対応は現段階では考えていません。設備としては研修会や理事会用のウェブ会議システムを応用していく形になるかと思いますが、連合会が有効性の高いシステムの情報収集や提案をしていただくことも効果的と感じています。</p>
熊本会	<p>ODR も受託できるよう規則の改正は行いましたが、それに対する対策は何ら行っていません。</p>
宮崎会	<p>（提案会）</p>
鹿児島会	<p>当初、ODR については都市圏のセンターが実施しておらず、連合会の進める方向性では実施が難しいと考えておりました。そこで県内の離島と鹿児島市などをオンラインで結ぶ相談や調停を検討した ODR を目指していました。8 月 28 日の連合会 ADR センター担当者会同にて全国で 7 会が ODR を規則化していると聞き、今後は県外とのオンラインも想定した ODR を検証していこうと考えております。</p>
沖縄会	<p>沖縄会では、本島以外に離島が多いことから、当初 ODR 導入について運営委員会で協議しました。その結果、認定を受ける必要性の有無、機材を含めたシステムの構築の問題、予算獲得の問題、他県との ODR で離島相談者がセンターに来るための旅費の負担、現在本相談や調停に進んだ事例がないセンター相談の状況、その他多くの問題点が出され、現時点では日調連の研修や他県会の研修に参加させていただきながら今後検討していきたいとの結論になりました。</p>

議題番号 6	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者不明土地管理人の選任について（福岡会） ・所有者不明土地（表題部所有者等探索委員）について・法務局表題部所有者不明土地担当部署と、表題部所有者等探索委員との打ち合わせ事項等の情報があれば、お教え願います。（長崎会）
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ●所有者不明土地管理人制度 <ul style="list-style-type: none"> ・事例があり筆界特定より素早い処理（2-3 か月）が可能。裁判所からの推薦依頼があるように調査士会から働きかけた。（福岡会） ・全体研修実施済み（長崎会） ●表題部所有者等探索委員 <ul style="list-style-type: none"> ・会から探索委員を推薦し、案件ごとに個別に法務局と担当委員がやり取りしている会が多い。統一したマニュアルや要領はない。
	各会の意見（提案会は提案理由以外でコメントがあればご記入ください）
福岡会	（提案会）表題部所有者探索委員については、法務局からの要請に基づき会から会員を推薦しております。作業マニュアルや法務局からの指示書については特段ありません。
佐賀会	<p>所有者不明土地管理人の選任については、現在佐賀会では把握できておらず今後把握できましたらご報告いたします。</p> <p>表題部所有者不明探索委員の選任は各支部長から人選を行い各市町村に精通している会員が業務に当たっております。現在、探索委委員の会員の業務も増えており個別に法務局担当者との協議の上、作業を行っております。</p> <p>最も多い場合で、地縁団体に名義を移転できるまでの探索を行っているとのことでした。次に名義のみの表題部に対して住所を追記する作業が多いとの事でした。</p>
長崎会	（提案会）・所有者不明土地管理人について、当会でも、会員内でこれと似た案件を検討した経緯があります。ただし、勉強不足は否めず実際に動くまでは至っておりません。当会では、本年7月に、長崎会第1回全体研修会にて、「管理人制度の概要と実務」の研修が行われました。引き続き情報収集を行っていこうと計画しています。
大分会	<p>所有者不明土地管理制度については裁判所からの要請や本会からのアプローチ等具体的な動きはありません。</p> <p>探索委員については、統一したマニュアル等はなく、案件ごとに法務局との協議の中で対応しているようです。実績の集計等は行っていません。</p>
熊本会	<p>熊本会では、所有者不明土地管理人の選任について、やり取りをしたことはありません。</p> <p>表題部所有者等探索については、担当者レベルでのやり取りが進められています。情報の収集も出来ていない現状です。</p>

宮崎会	法務局から探索員の選任要望をうけて、県会が推薦している。 特に連携はない。
鹿児島会	所有者不明土地管理制度については、裁判所の選任依頼がないものと把握しております。 表題部所有者等探索委員については、特別マニュアル作成はしておらず、法務局との打ち合わせの中で作業しております。 件数に関しましては、法務局からは、数こそ申し上げられないが、実績が上がっていることは把握しております。
沖縄会	<p>沖縄会では、これまでに所有者不明土地管理人に選任された会員はおりませんが、福岡会様からいただいた資料を拝見し、とても参考になりました。今後、当会でも所有者不明土地管理制度の活用を検討していきたいと思っています。</p> <p>表題部所有者等探索委員の探索作業については、法務局からの作業マニュアルはなく、法務局が収集した登記簿、地図、旧公図、土地台帳、土地所有申請書、固定資産課税台帳などの資料一式が郵送で届き、その後、法務局の担当職員と探索委員が個別に調査方法を検討し、作業を進めていますが、沖縄では有益な上記資料、戸籍等が戦争で焼失しており、所有者も戦死や海外移住している調査案件や不明墓地が多く困難を極めています。</p> <p>法務局と探索委員の間で打ち合わせ事項や指示書のようなものは特にありません。</p> <p>所有者不明土地および建物に関して、法務局との連携は、表題部所有者不明土地の探索においては前述の通り行っておりますが、それ以外に法務局と連携して問題を解決した事例はこれまでありません。現在、沖縄地区土地政策推進連携協議会に参加し、現状の把握や所有者不明土地問題の解決に向けた講習会を受講するなどして、情報収集を行っております。</p>

議題番号 7	<ul style="list-style-type: none"> ・相続土地国庫帰属制度に関する他県会の実績について（佐賀会） ・相続土地国庫帰属制度に関する公的機関との連携について（沖縄会）
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ●長崎会以外は具体的な数字は把握していない。 ●基本的には調査士の業務と関連することは少ないと思われる。 ●境界に関しては所有者に認識する境界となっているので後々の問題が懸念される。
	各会の意見（提案会は提案理由以外でコメントがあればご記入ください）
福岡会	<p>役所から会員に対し、質問・協議はあっているようです。今後、各会員がこの制度の理解を深めることができるように行政書士会や宅建協会と連携し研修会等実施すべく3団体で協議しております。</p> <p>また、昨年アンケート調査（日調連）では相談のみで調査等に携わった会員はおりませんでした。</p>

佐賀会	(提案会)
長崎会	長崎地方法務局管内での件数については、R5 申請 42 件、R6 申請 46 件、承認 28 件です。土地家屋調査士と法務局が連携して処理したとの話は聞いていません。
大分会	行政機関・法務局から会への要請・相談等は特にありません。会員への個別の相談についてはあるようですが把握できておりません。
熊本会	熊本会では、本年度も事業計画にあがっておらず、全く手つかずの状態です。協力依頼も法務局との連携もありません。仕事につながったとの情報もありません。たいへん申し訳ないですが、他会のご意見を参考にさせていただきます。
宮崎会	弁護士からの要請をうけて動く事例はある。 公的機関からの要請を受けての事例は聞かない。
鹿児島会	現在、鹿児島会では実績がない状況です。 法務局とは、研修等を通じて、情報共有に努めています。
沖縄会	(提案会) 8 月 1 日に開催された沖縄地区土地政策推進連携協議会の講演会で、首席登記官の話によると、これまでに那覇地方法務局管内において国庫帰属の承認申請が出された件数は 3 件で、標準審査期間は 8 か月であり、現在、その申請された土地については県や関係自治体に寄付の受け入れを打診しているとのことでした。また、当会では、この制度に関係して業務につながったとの情報は受けておりません。

議題番号 8	・空き家対策協議会に対して調査士会が出来る事を伺いたい (佐賀会)
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ●協議会への登録・協定締結を行っている (福岡、宮崎、沖縄) ●支部単位、会員個人で協議会や相談会に参加 (長崎、佐賀、大分、熊本、鹿児島) 等の関与があるが業務とつながっている会はほぼないようである。 ●業務依頼有 (鹿児島) ●空き家バンクに登録するときに建物表題登記が必須の市がある (大分)
	各会の意見 (提案会は提案理由以外でコメントがあればご記入ください)
福岡会	福岡会では福岡県が主体となり「福岡県空き家活用応援事業者」を登録する制度があります。所属団体から推薦をうけ福岡県が設けた福岡県空き家活用サポートセンターに登録されます。調査士会は 4 地区 (福岡・北九州・久留米・飯塚) に各 2 名

	の推薦依頼があり、推薦しました。制度の目的はセンターに登録したものを公表することで役所が紹介したり個人が相談に来たりする事ができるようになり、空き家により活用されやすくなる事が期待されます。
佐賀会	(提案会)
長崎会	空き家対策協議会に参加している支部がありますが、特別な報告は聞いていません。
大分会	個別に各市町村の空き家対策協議会に参加している調査士がありますが、調査士が主導して関与できる部分は少ないようです。
熊本会	熊本会では、昨年度と同様に、熊本市が設置した、空き家対策委員会・協議会・研究会に参加しています。現在は、主に宅地建物取引士の各団体が主導している現状です。また、他の市町村から空き家対策委員会等を設置するために調査士の推薦依頼が増えています。熊本会でも調査士がどう関わっていくのか模索中です。
宮崎会	当会は、2市1町と空家対策に関する協定締結に至っています。主に自治体との相談業務がその内容となっている。 各県会の自治体担当課と協議し、相談できる入り口として、県会のHPリンクを乗せてもらう等ができるの良いのではないのでしょうか。
鹿児島会	現状、支部単位で対応しておりますが、具体的には、空き家の土地の境界面確定測量などがあるようです。ただ、支部で対応のばらつきがあり、県全体として業務に繋がっていない状況です。今後、情報収集と県担当部局との協議をしていきたいところです。
沖縄会	令和4年に沖縄市と「沖縄市における空き家等の対策に関する連携協定書」を締結しました。この協定書では、関係団体の役割として「市の相談窓口では対応が難しい専門的な相談内容に対応する」となっています。また、土地家屋調査士会の主な取組内容としては、「土地・建物の表示に関する登記、境界、調査に関する相談対応」となっていますが、現在までに相談を受けた実績はありません。

議題番号9	<ul style="list-style-type: none"> ・狭あい道路問題について 官公署へ働きかけるような活動を行われている単位会がございましたら、参考とさせていただきたいので、お教えてください。(長崎会) ・狭あい道路事業について (国の補助事業としての実態について) (鹿児島会)
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ●市から分筆の助成金がある(25万円)(宮崎) ●国交省、議員等を招いての研修、セミナーを開催(大分、鹿児島) ●自治体に予算がなく、国からの補助金制度等の周知が必要

	●公嘱、政治連盟と連携し各自治体への呼びかけ、啓発活動の必要性を感じる。
	各会の意見（提案会は提案理由以外でコメントがあればご記入ください）
福岡会	<p>福岡会では狭あい道路解消に関連した他団体との連携は行っておりません。</p> <p>分筆を行わない自主的なセットバックを選択される場合のメリットだけでなくデメリットも他団体に周知することができれば調査士の業務拡大に繋がると思われます</p> <p>役所から発注を受けるセットバックは県会ではなく公嘱協会が対応しています。</p> <p>自治体が狭あい道路解消事業に消極的な理由はほぼ財政面と思われしますので、自治体への働きかけだけではなく、政治連盟と協力して国へ補助金等の増額を要請なども必要になると思われます。</p> <p>手続についてはどこも同じ流れだと思いますが、設計業者が手続きの流れを理解していない場合が多いのではないかと思いますので、業者に対する制度説明も必要かと思われ</p> <p>国の補助事業としての実態は把握しきれておりません。</p>
佐賀会	<p>・現在、佐賀会では活動は行っておらず公嘱協会から市町村に呼び掛けをおこなっているみたいです。</p>
長崎会	<p>（提案会）当県では、島原市が、具体的には国交省の「社会資本整備総合交付金」を活用して国の補助事業として行っています。過去には、長崎市で、狭あい道路のセットバックをした際に補助金を出していたとの話がありましたが、それについては自主財源であったとの事です。</p>
大分会	<p>会員向けに昨年度の個別研修にて国土交通省住宅局より講師を招き研修を行ったのを端緒に、本年度は公嘱協会が参議院議員（土地家屋調査士）豊田俊郎先生と国土交通省住宅局とを招き、各自治体に声掛けし公開セミナーを開催しました。</p> <p>狭隘道路に関してはまず各自治体に問題意識を持っていただくことが先欠と考え、公嘱協会や政治連盟とともに継続した働きかけを行っています。</p>
熊本会	<p>熊本会では、公嘱協会から自治体へ狭あい道路事業について説明し、実施のお願いを行っていますが、期待はできない現状です。今後は、政治連盟を活発化し、議員レベルから働きかけることを予定しています。</p>
宮崎会	<p>当県の都城市は、狭あい道路に関し建築課から公嘱協会への移行が明確になっており、狭あい道路解消へとスムーズな手続きが確立されている。</p> <p>宮崎市においては、助成金制度があるため、狭あい道路解消に向けて土地所有者も積極的に利用している。</p> <p>令和2年に宮崎県と狭あい道路に関する取り扱いについて協議し、ルール作りに関与した経緯はある。資料3</p>

鹿児島会	(提案会) 鹿児島会では、11月29日に豊田参議院議員、国交省担当者、地元自治体の担当者を講師としてお招きし、狭あい道路シンポジウムを開催します。各自治体の予算が厳しいところ、国の補助事業としての活用ができないか、模索していく必要があると思います。
沖縄会	沖縄会は、狭あい道路の解消に向けた官公署への働きかけの必要性を感じていますが、現時点では自治体との協議を行っていません。公嘱協会が自治体に対して狭あい道路の解消に向けた働きかけを行っていますが、現時点ではそれが業務に結びついた実績はありません。 狭あい道路整備事業に関して沖縄総合事務局に問い合わせたところ、沖縄県内において国の補助を受けて整備事業を行っている自治体はないとのことでした。また、現時点で相談を受けている事案もないとのことでした。

議題番号10	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策について (宮崎会) ・災害発生時における復興支援の体制作りについて (大分会)
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対策マニュアル有 (大分)、作成 (検討) 中 (福岡、佐賀、長崎、鹿児島、沖縄) ●県、市と協定済 (福岡、長崎、大分) ●本会事務局所在地が被災した際は他会との連携ができるような規則が必要ではないか。 ●福岡会、熊本会、大分会は積立を行っている。 ●会同士 (常任理事等) で災害時用のライングループ等を作ってはどうか。
	各会の意見 (提案会は提案理由以外でコメントがあればご記入ください)
福岡会	福岡会では福岡県と県公嘱協会の三者で災害協定を締結しています。現在、県から要請があった場合に対応するため、災害時の組織編制を含めマニュアルの作成中です。
佐賀会	・佐賀会は、現在災害対策マニュアルを作成中です。しかし、支援金 (お見舞い金) と積立金の事で止まっております。
長崎会	危機管理規則については、諸規定集に合綴されており、県内における災害発生時には、基本的にどのように動くかとの流れは示してあります。連絡網については、長崎会役員及び各支部、専門職団体連絡協議会にて緊急連絡網を設定しています。ただし、具体的な災害対策マニュアルは有りません。災害と言えば、長崎県では、昭和の時代の水害が思い出

	<p>されるのですが、近年は災害が発生した記憶がありません。しかし、巨大地震については当県でも発生する可能性は十分ありますので、災害マニュアルについては作成しておいた方が良いと考えております。</p> <p>協定に関しましては、以下（H25 長崎県、H26 長崎市、諫早市、H27 島原市、H28 大村市、R4 雲仙市）と協定を結んでおります。また、令和4年に8土業で構成された長崎専門職団体連絡協議会を発足し、長崎県と「大規模災害発生時における相談業務の支援に関する協定」を締結しております。</p>
大分会	<p>（提案会）平成27年に危機管理規則を制定し、同時に災害対策マニュアルを作成しています。</p> <p>対策本部の設置の基準は規則に則って決定します。（災害救助法の適用・震度6以上等々、本部長は会長）</p> <p>事務局には災害時に備えて備蓄品も保管し、危機管理規則に大規模災害対策基金を規定しており毎年積立を行っています。</p>
熊本会	<p>熊本会は、総務部担当ではありますが、昨年度の議事録のとおりです。大規模災害規則を作成している。県内外の調査士、県内の事務局の支援を目的としている。基金が300万になるまで積み立てる。県外の調査士会への支援は激甚災害に認定された場合に対応する。</p>
宮崎会	<p>（提案会）</p>
鹿児島会	<p>災害対応マニュアルを作成中で、各支部で緊急連絡網の作成状況を確認したところです。目的としては、会員の安否確認を第一として、その後の支援も考慮しております。</p>
沖縄会	<p>沖縄会では危機管理規則や災害対策マニュアルはまだ作成していません。現在、総務部が災害対策マニュアルの作成を検討中です。また、昨年台風災害の際、自治体から罹災証明書発行支援の要請がありましたが、後日、役所職員のみで対応可能との連絡があり、実際に支援活動は行っていません。</p> <p>沖縄会では現在、災害時の連絡体制図は作成していますが、備蓄等は行っていません。また、協定については、那覇市、糸満市、豊見城市、うるま市の4市と「災害時における支援に関する協定」を締結しています。研修については、年に一度自治体が主催する研修会に参加する予定でしたが、開催されていないため、これまで参加していません。</p>

議題番号11	<p>・大規模災害時の広域連携・九州統一マニュアルについて （①九州ブロック統一マニュアルの必要性、②九州ブロック合同研修会について）（鹿児島会）</p>
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ●各会の組織やマニュアル等の相違があり統一が難しいのでは（福岡） ●簡単な約定は可能では（佐賀）

	<ul style="list-style-type: none"> ●基本的に協力体制を作成することは賛成だがどこまで作りこむのかが課題と思われる ●会長会議で呼びかけを行ってはどうか。
	各会の意見（提案会は提案理由以外でコメントがあればご記入ください）
福岡会	<p>各県において、組織やマニュアルの有無などの違いが有り、統一マニュアルの作成は難しいかと考えます。しかし、大規模災害があった場合に備え、各会の連携が取れるようトップレベルでの連携を推める必要はあると思います。</p> <p>合同研修会については、予算等の問題がクリアできるようであれば実施もありかなと思います。</p>
佐賀会	<ul style="list-style-type: none"> ・他県会と災害対策についての簡単な約定を行うことを希望します。 <p>例（支援対策について会長なのか社会事業部理事長がおこなうのか？） （どのような支援ができるか？） （九Ｂで支援したほうがいいのか、それとも災害県だけで対応したほうがいいのか？）</p>
長崎会	<p>当会では、近年特別に大きな災害が起こった事はないので、まず災害を経験されている他県会の経験をお聞かせいただきたい。また、ブロック単位で動くことについては賛成です。統一マニュアル等の協議会及び研修会には参加させていただきたい。</p> <p>物資支援、情報共有等、県を跨いだ協力関係の構築は必要で、災害時により具体的に、また素早く行動するため事前の協議を行う組織作りは必要かと思います。</p>
大分会	<p>災害発生時の相互の情報共有や支援体制づくりの強化・迅速化につながると思います。防災、被災発生時の実情把握・救援活動、復興支援の全体を網羅したものになるのか、各時期に特化したものになるのか等の検討が必要かと思います。</p>
熊本会	<p>熊本会では総務部担当であるので、確約はできませんが、いずれの提案にも賛成です。</p>
宮崎会	<p>必要性は感じます。</p> <p>九州ブロック協議会は、事務局があります。会長会議で提言・議論の上、事務局から各会へ呼びかけ、発信していただくことが良いと考える。</p> <p>研修会についても会長会議で議論の上、呼びかけ、発信していただきたい。</p>
鹿児島会	<p>（提案会）災害対応マニュアルとは別で、復興段階に入った時の、滅失の罹災証明や基準点の取り扱い等のマニュアルがあつて良いのはと思い、提案しました。</p>
沖縄会	<p>九州地方では、近年、大小さまざまな自然災害が頻繁に発生しており、その規模はますます拡大しているように思います。小さな災害の際は、各単位会で対応できることが多い</p>

	<p>ですが、大規模な災害が発生した場合、各単位会だけでは対応が難しく、互いに協力し合うことが不可欠です。過去の経験や知恵を共有し、よりスムーズに被災者を支援するため、九州ブロック全体で統一したマニュアルを作成し、合同で研修会を開催することは、非常に有意義なことだと考えます。</p>
--	--

議題番号 1 2	<p>・認定調査士の取得促進について（福岡会）</p>
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ●各会とも新入会員に対しては入会時に案内している。 ●認定取得後の活躍の場（メリット）を説明する（大分） ●研修会場が遠隔地となり費用負担が大きい（鹿児島、沖縄） ●各会とも非弁行為に当たるようなトラブルはない ●認定取得による付加価値をいかに加えられるかが課題
	<p>各会の意見（提案会は提案理由以外でコメントがあればご記入ください）</p>
福岡会	<p>（提案会）</p>
佐賀会	<p>新人研修を行う際、認定調査士の必要性を話して説得する。</p>
長崎会	<p>新規入会者へのパンフレットの配布、各役員より直接口頭での声掛け、連合会からの特別研修受講者募集のお知らせに合わせて、センターながさきより、会員にメールにてお知らせするという働きかけを行っていますが、若手調査士から、「ADRに興味が出たのは良いが、いざ取得したいとなった時にどう動いたら良いかわかっていない。」との言葉が返ってきました。ADR 取得に関する流れが一目でわかるようなものが有ればと考えております。またそういったものが有ればご紹介ください。</p>
大分会	<p>大分会でも登録時に働きかけを行ったり、取得後には境界問題相談センターの相談員として登録することで活躍の場を設けています。 非弁行為を含め紛争性のあるトラブルになった事案は把握していません。</p>
熊本会	<p>熊本会では、新人会員には登録の際や新人研修などの機会に特別研修の受講を案内しています。また、本年度は、全会員向けに、非弁行為にあたる事例などに絡めて認定調査士の必要性を伝える研修会を予定しています。</p>
宮崎会	<p>当会では、新入会時に認定調査士試験の案内を来ない、受講をうながしている。 業歴10年前後以下の会員は、多くが取得済みである。</p>
鹿児島会	<p>開催地が広範囲になっていく連合会の研修の方針では、今後、認定土地家屋調査士の増加は難しいと思います。</p>

沖縄会	<p>現在は未取得者に対して、口頭で取得を促す程度にとどまっています。ADR認定調査士の活用がほとんどなく、さらに取得希望者が少ない場合には、希望者は県外で受講する必要があるため、費用負担が大きく、積極的に取得をお願いするのが難しい状況です。</p> <p>当会において、これまで非弁行為や紛争性のある事件でトラブルになった事例は確認されておりません。</p>

議題番号13	・学生の就業体験プログラム（インターンシップ）について（沖縄会）
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ●各会とも出前授業は行っているがインターンシップを行っている会はない。 ●大学、専門学校で講座やイベントを催している。対話型で興味を持てるような内容になるよう心掛けている（福岡） ●補助者経験のない新人にインターンシップ的に経験を積んでもらうシステムがある（熊本） ●工業高校や専門学校に実践に近い内容の出前授業をしたうえでバイト募集をし、そのまま補助者になり調査士を目指すケースもあり効果を上げている。（佐賀） ●どの業界も人手不足が問題となっており、調査士という職業をいかに知ってもらうかが課題。
	各会の意見（提案会は提案理由以外でコメントがあればご記入ください）
福岡会	<p>本会では学生向けの就業体験プログラムは実施しておりません。</p> <p>ただ、専門学校へ対し、土地家屋調査士の周知は行っております。</p>
佐賀会	<p>佐賀会では毎年出前事業を行った、高校生・専門学校からの学生を受け入れております。その後、事務所従業員として活躍されてある方もおられます。</p>
長崎会	<p>高校生を対象とした出前授業に関しては、支部と広報部が合同で担当しています。</p> <p>インターンシップ（就業体験）について、過去に行ったものとしては、個人事務所にて就業体験参加者に応じたの対応をお願いしていたとの事です。</p>
大分会	<p>大分会は出前授業は行っていますがインターンシップ等の要請や実績はありません。内容について詳しくお聞かせいただければと思います。</p>
熊本会	

宮崎会	当会では、就業体験を行っていません。
鹿児島会	当会では、受け入れ方針はありませんが、出前授業は鋭意実施しています。
沖縄会	(提案会) 学生に好評だった業務や作業、また学校側とのトラブル事例などありましたらご教授ください。

議題番号14	・対外向け研修会について 各単位会において、計画している対外研修や、継続して行っている対外研修会(勉強会)等があればお教えてください。(長崎会)
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ●金融機関向け研修(福岡、佐賀、鹿児島、長崎) ●官公庁向け研修(福岡、大分、沖縄、長崎、鹿児島) ●継続できるような関係構築が大事。
	各会の意見(提案会は提案理由以外でコメントがあればご記入ください)
福岡会	今年度は、今までの銀行ではなく、役所に対して研修を行いました。昨年まで実施した銀行についても本年の研修を協議中です。
佐賀会	・信用金庫への出前授業
長崎会	(提案会)
大分会	年1回、公嘱協会と合同で県の用地担当者向けの研修を行っています。個別に金融機関や宅建協会等で研修を行っている会員はいるようです。
熊本会	熊本会では昨年度、業務研修部で山野目先生を招き個人情報に関するシンポジウムを開催しました。本年度は見送りましたが、今後もシンポジウムを継続して行く予定です。
宮崎会	当会は、研修部が検討中である。 当会も模索中である。
鹿児島会	支部単位ですが、銀行向けの研修を継続しています。
沖縄会	年に一度、公嘱協会と合同で、県の用地課において測量技術や座標計算、用地買収のための分筆時の作業工程などについての研修会を実施しており、今年度も同様の内容で研修会を行う予定です。

議題番号15	・社会貢献事業について（福岡会）
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ●独自性のあるもの・民間電子基準点（福岡）、桜島観測（鹿児島）、地上絵（長崎、熊本、宮崎）、ロードレースお茶配布（佐賀） ●出前授業、無料相談会（大分、沖縄）
	各会の意見（提案会は提案理由以外でコメントがあればご記入ください）
福岡会	（提案会）
佐賀会	<ul style="list-style-type: none"> ・ロードレースのお茶の無料配布（鳥栖市）（基山町） https://www.youtube.com/watch?v=VZe0g4Bq-ok ↑少し前の動画ですが YOU TUBE を載せておきます。
長崎会	<p>当会では、長年継続して実施している社会貢献事業があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、佐世保地区…高校への出前授業（測量部への指導）を定期的を実施。 2、長崎地区…長崎市役所の相談ブースで、無料相談会を毎週実施。 3、諫早地区…毎年11月開催の、巨大地上絵プロジェクト「灯りファンタジア」の地上絵の復元を担当している。
大分会	高校への出前授業や専門9士業による無料相談会を行っています。
熊本会	熊本会では、広報部で「地上絵プロジェクト」と称して小学生が実際に測量機器を使用し校庭に北斗七星を描くという出前授業を行っています。
宮崎会	地上絵プロジェクトの活動から、学校創立記念事業の際に、校章などの図形をグラウンドに描く事業を行っている。
鹿児島会	公囑協会になりますが、桜島のGPS観測を毎年実施しています。
沖縄会	当会の社会貢献事業は、無料相談会や出前授業、災害協定、空き家対策協定、11士業団体による合同よろず相談会などですが、特に独自の社会貢献事業は行っておりません。他県会の取り組みを参考に、今後の検討材料とさせていただきます。